

議 会 報 告

令和 6 年第 2 回峡南広域行政組合議会臨時会

令和 6 年 1 2 月 2 5 日開会

— 審 議 内 容 及 び 件 数 —

- ・ 条 例 改 正 : 1 件
- ・ 規 約 変 更 : 1 件
- ・ 協 議 案 件 : 1 件
- ・ 補 正 予 算 : 3 件
- ・ 人 事 案 件 : 1 件

条 例 改 正

- ・ 峡南広域行政組合職員給与条例中改正の件 【可決】

福祉施設等物価高騰対策支援手当の廃止並びに令和 6 年人事院及び山梨県人事委員会より給与改定が勧告されたことに伴い、峡南広域行政組合職員給与条例について所要の改正を行う必要があるため、本条の一部を改正しました。

規 約 変 更

- ・ 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更の件 【可決】

山梨県市町村総合事務組合が共同処理する事務の住民の交通災害共済事業について、令和 7 年度を加入募集の最終年度とし、令和 9 年度をもって事業を廃止することに伴う山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村総合事務組合規約の変更については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体との協議が必要であり、この協議には、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決が必要であるため、議会に提出されました。

協 議 案 件

- ・山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分の件 **【可決】**
山梨県市町村総合事務組合が共同処理する事務の住民の交通災害共済事業を廃止することに伴う財産処分の件については、地方自治法（昭和22年法律67号）第289条の規定により関係地方公共団体の協議が必要であり、この協議には、同法第290条の規定により議会の議決が必要であるため、議会に提出されました。

補 正 予 算

- ・令和6年度峡南広域行政組合一般会計補正予算（第3号） **【可決】**
歳入歳出にそれぞれ23,274,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,673,620,000円としました。
- ・令和6年度峡南広域行政組合情報センター特別会計補正予算 **【可決】**
歳入歳出にそれぞれ430,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,999,000円としました。
- ・令和6年度峡南広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算 **【可決】**
歳入歳出にそれぞれ2,258,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ221,590,000円としました。

人 事 案 件

- ・峡南広域行政組合監査委員の選任の件 **【同意】**
議会選出監査委員高橋茂広氏が母体議会改選により失職しましたが、母体議会より引き続き選出されたため、選任いたしました。